

ワイドスター物品販売及び工事規約

この規約(以下「本規約」といいます)は、株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます）が第1条に定める取引（以下「本件取引」といいます）の実施条件について定めるものです。なお、本件取引は、機器等の販売、取り付け又は取り外しにかかる工事を行うものであり、機器等の賃貸借、保管及び衛星通信を利用した電気通信サービスを含むその他のサービスの提供を行うものではありません。

（本規約の適用となる取引）

第1条 本規約は、本規約に基づきお客さまが申し込まれる、次のいずれか又は双方の取引について適用されるものとします。

（1）機器等の販売：

ワイドスター通信サービス契約約款及びワイドスターⅢ通信サービス契約約款に定める通信サービスのうち、船舶に設置して使用するための衛星機器、並びにその他衛星機器に係わる物品（以下総称して「機器等」といいます）の販売（以下「本件販売契約」といいます）

（2）機器等の工事：

機器等を船舶に取り付け、又は取り外しを行うための工事（以下「本件工事契約」といいます）

（契約の成立）

第2条 本件取引を希望する者（以下「申込者」といいます）が前条に定めるいずれか又は双方の取引を選択し、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます）による申込みを行い、当社がその申込みを承諾したときに、当社と申込者との間で、本件販売契約、本件工事契約（以下総称して「本契約」といいます）が成立するものとします。なお、申込者は、当社の定める営業日（以下「営業日」といいます。以下同様とします。）に従い、本件取引を希望する日（以下「予定日」といいます）の15営業日前までに申込みを行うものとします。

2 本件工事のうち、機器等の船舶への取り付けにかかる工事（以下「取付工事」といいます）については、申込者は、当社との間で当社が別途定めるワイドスター通信サービス契約約款に基づくワイドスター契約（以下「ワイドスター契約」といいます）又はワイドスターⅢ通信サービス契約約款に基づくワイドスターⅢ契約（以下「ワイドスターⅢ契約」といいます）のいずれかを締結している者、又は当社がワイドスター契約又はワイドスターⅢ契約のいずれかを締結する意思を確認した者とします。

3 当社は、以下のいずれかに該当する場合、本件取引の申込みを承諾しない場合があります。

（1）申込者が当社とのワイドスター契約、以前に当社と締結した機器等の販売に関する契約、ワイドスターⅡレンタルサービス利用規約に基づくレンタル契約（以下「レンタル契約」といいます）若しくは本契約に違反したとき、又は違反するおそれがあるとき

（2）申込者が第2項に定める条件を満たさないとき、又は満たさなくなるおそれがあるとき

（3）その他当社の業務の遂行上支障があると認めるとき

4 当社は、申込者の本人確認等のため必要と認める場合、申込者に対して運転免許証等の提示及び登記簿謄

（抄）本、現在（履歴）事項証明書、又は印鑑証明書等の提出を要請することができるものとし、申込者が当社からの当該要請に応じない場合は、本件取引の申込みを承諾しない場合があります。

5 当社は、前二項に定めるほか、申込者からの申込み時点での機器等の在庫状況や工事予約状況などにより、本件取引の申込みを承諾できない場合があります。

6 契約者は次に定める手続きを予定日までに全て完了させるものとします。なお、契約者が予定日までに当該手続きを全て完了させることができなかったことに伴い、当社が本件取引を実施することができなかった場合でも、当社はその責任を負わないものとします。

- (1) 取付工事の場合、当社より本件販売契約若しくはレンタル契約により機器等の引渡しがなされていること、又は申込書に基づき機器等の引渡しの手配を行うこと
- (2) 本件工事の対象となる船舶（以下「対象船舶」という）を当社の指定する場所へ係留すること
- (3) 対象船舶へ乗船するために通船等が必要な場合、その手配及び準備を行うこと
- (4) 対象船舶への本件工事に必要な電源工事（ケーブル引き込みによる施工を含む）、構造物のせん孔及び加工、溶接・足場組みを要する工事等当社が別途必要とする工事を完了させておくこと

7 契約者は次のいずれかに該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます）であること
- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (5) 暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (7) 本件取引に関係する取引先に暴力団員等が存在しないこと

（予定日の変更）

第3条 当社は、天候、天災地変その他当社の責に帰すことのできない事由がある場合、契約者に対して遅滞無く通知することにより予定日を変更することができるものとします。

（契約者による申込取消）

第4条 契約者は、予定日までに当社に書面にて通知することにより本件取引の申込みを取り消すことができます。ただし、次の場合を除き、当該通知が予定日の5営業日前までになされない場合、契約者は、当社にて既に発生した再利用が不可能な物品、稼働、作業等について、本契約にかかる料金（以下「契約金」といいます）の金額（消費税等含まれます）を上限とした当社が別に算定した額を支払うものとします。

- (1) 当社が申込みを承諾した日から予定日までの期間が5営業日以内の場合
- (2) 当社が予定日の変更を契約者に通知してから変更後の予定日までの期間が5営業日以内の場合

（完了）

第5条 本件取引がすべて終了した場合、当社は速やかに契約者にその旨を通知します。契約者はこの通知を受理した日から起算して5営業日以内に受入検査を行い、当該検査の結果を当社に通知するものとし、その合格をもって本件取引が完了したものとします。ただし、特段の理由なく5営業日以内に受入検査の結果が当社に通知されない場合は、受入検査の結果が合格であったものとみなし、本件取引が完了したものとします。

(契約不適合責任)

第6条 前条に基づく本件取引の完了（以下「取引完了」といいます）から起算して1年以内に、本件工事（機器等の不具合は除きます）について疑義等がある旨の申し出を受け、その疑義等について契約者と協議を行い、原因が当社の責となった場合（以下「工事契約不適合」といいます）、当社は本件工事の再履行又は補修を行うものとし、なお、工事契約不適合に起因して、契約者に何らかの損害が生じても、当社はその賠償責任を負わないものとし、契約者に対して契約金の返還又は減額を行わないものとします。ただし当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。

2 前条に基づく取引完了から起算して10日以内（初期不良）に、本件販売契約に基づき契約者に納入された機器等について疑義等がある旨の通知を受け、その疑義等について契約者と協議を行い、原因が当社の責となった場合（以下「販売契約不適合」といいます）、当社は同一商品の交換（同一商品の在庫がない場合は、契約者と当社で別途対応を協議するものとします）を行うものとします。なお、販売契約不適合に起因して、契約者に何らかの損害が生じても、当社はその賠償責任を負わないものとし、契約者に対して契約金の返還又は減額を行わないものとします。ただし当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。また、同一商品の交換又は無償修理に伴い発生する工事における費用については契約者負担とします。

(契約金)

第7条 契約金の額は申込書記載のとおりとします。

2 当社は契約者に対し、本件取引完了日の翌月に請求するワイドスター契約又はワイドスターⅢ契約にかかる基本使用料等の請求と合算して契約金を請求します。契約金の支払期限及び支払条件等はワイドスター契約第9章及び通則の定めに基づきます。

(責任の範囲)

第8条 当社が、本契約上の義務に違反したことにより契約者に損害を与えた場合であっても、その責任の範囲は通常生ずべき損害（逸失利益等を除くものとします）に限られるものとし、前条に基づく契約金を上限とします。ただし、当社に故意又は重大な過失があるときはこの限りではありません。

(契約の解除)

第9条 当社は、契約者が次の各項のいずれかに該当すると判断した場合、契約者に通告することなく直ちに本契約を解除することができるものとします。

- (1) 本規約に定める各条項の一に違反したとき
- (2) 本件取引の申込みにあたり、申込書等に事実と反する記載を行ったとき
- (3) 自らにつき支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又

は自らを債務者とする仮差押え、保全差押え若しくは差押えの命令、通知が発送されたとき

- (4) 契約者の信用状態に重大な変化が生じたとき
- (5) 当社に対して暴力的な要求行為があったとき
- (6) 当社に対して不当な要求行為があったとき
- (7) 本件取引に関連して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行ったとき
- (8) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為を行ったとき
- (9) その他本契約を継続できないと当社が認める相当の事由があるとき

2 前項に基づく契約解除に関連して当社に発生した一切の損害及び費用は、契約者の負担とします。

(本規約の変更)

第10条 当社は次の各号のいずれかに該当する場合、本規約を変更することができるものとし、契約者は変更後の規約に従うものとします。

- (1)本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
- (2)本規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2 当社は、本規約の内容を変更する場合は、当社ホームページへの掲載その他当社が適当と認める方法により周知します。

(権利義務の移転)

第11条 契約者は、本契約に基づき、当社に対して有する権利又は相手方に対して負う義務の全部又は一部を三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならないものとします。

(合意管轄)

第12条 当社と契約者の間で本契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(残存条項)

第13条 本契約終了後も第6条、第7条第2項、第8条、第9条第2項、第11条、第12条及び第13条の定めは、なお有効に存続するものとします。

(その他)

第14条 本件取引に関し本規約に定めのない事項については、当社が別に定めるものとします。

附則 (2023年10月11日)

本規約は2023年10月11日から実施します。